

Contents

AIPPI Bureau

グレースピリオドに関するテゲルンゼー・シンポジウム

(John Bochnovic, President of AIPPI)

2014年7月10日、日本国特許庁と、AIPPIおよびFICPIの共催による、特許制度調和に関する国際シンポジウム (Tegernsee Symposium - Focused on Grace Period) が東京で開催されました。国際的なユーザーの団体、大学、中小企業による講演に続き、パネルディスカッションが行われました。AIPPIは主導的な役割を担い、Bureauのメンバー3名もプログラムに参加しました。今回のシンポジウムの成功を機に、こうした議論がとりわけ欧州において活発化することが期待されます。

AIPPI 本部より Executive Director 公募のお知らせ

(AIPPI General Secretariat)

職務の概要については [こちら](#) をご覧ください。

AIPPI Yearbook

最新版

[2013 Book 1](#) [2013 Book 2](#) [2013 Book 3](#)

(AIPPI General Secretariat)

2013年度版のYearbookが発行されました。各国部会のレポートや、フィンランドにおけるAIPPIフォーラム&執行委員会で採択された決議などが掲載されています。[オンライン](#)でも閲覧できます。

AIPPI Committees

[AIPPIが第28回「著作権及び著作隣接権に関する常設委員会」に参加](#)

(Thomas Widmer, Member of the Special Committee “Copyright” Q226)

2014年6月30日～7月4日、WIPOの著作権及び著作隣接権に関する常設委員会がジュネーブで開催され、教育・学術・研究機関等に対する例外や制限のハーモナイゼーションの進め方について話し合われました。

2014年 AIPPI トロント総会

今年のトロント総会では、ランチミーティングによる2つの知財パネルディスカッションが追加されました。

(AIPPI General Secretariat)

意匠の国際登録に関するヘーグ制度の拡大—9月15日(月) 12:30~14:00

OHIM 副長官の **Christian Archambeau** 氏が基調講演を行い、ヘーグ制度も踏まえた意匠分野における OHIM の歴史や経験について概説します。

WIPO 国際意匠登録局長の **Grégoire Bisson** 氏が、ヘーグ制度の概要と、実体審査が行われている国で制度を有効なものにするために必要な改正について意見を述べます。その後のパネルディスカッションでは、各国知財庁の代表者が、ヘーグ制度への加盟に関する自国の現状について概説します。

パネリストは次の方々です: **羽藤秀雄氏** (JPO 顧問、前長官)、**Joon Seok Lee 氏** (KIPO 副長官)、**David R. Gerk 氏** (USPTO 政策・外務局)。

カナダ知的財産局長官の **Sylvain Laporte** 氏が、司会を務めます。

特許法のハーモナイゼーション—9月16日(火) 12:30~14:00

EPO 長官の **Benoit Battistelli** 氏が基調講演を行い、IP5 の枠組みでの実体特許法のハーモナイゼーション、および技術・手続面でのハーモナイゼーションの両方に関する世界的な特許制度の構築を前進させるための取組みなど、EPO の最近の活動について概説します。

カナダ知的財産局長官の **Sylvain Laporte** 氏が司会を務めるこのランチミーティングでは、まず WIPO 特許法部門局長代行の **Marco Aleman** 氏が、WIPO と B+グループの間で進められているハーモナイゼーションの取組みに関する最新情報を紹介し、続いて、実体法のハーモナイゼーションや、グレースピリオド、18 カ月公開、衝突する出願の扱い、先使用权などをテーマとしたパネルディスカッションが行われます。

パネリストは次の方々です：**Margot Fröhlinger** 氏（EPO 特許法・多国間問題担当総局長）、**羽藤秀雄**氏（JPO 顧問、前長官）、**Joon Seok Lee** 氏（KIPO 副長官）、**Charles Eloshway** 氏（USPTO 政策・外務局）。

次回の会員総会の議題

（AIPPI General Secretariat）

Statute第5条に基づき、トロント総会開催中の2014年9月17日に執り行う会員総会への皆様のご出席をお願いします。議題案は [こちら](#) からご覧になれます。

[トロントでお待ちしています](#)

（Philip C. Mendes da Costa, Chair Organizing Committee）

今年の総会まであと数週間になり、組織委員会では、プログラムの仕上げに取りかかっています。

AIPPI 会議用アプリ

（AIPPI General Secretariat）

会議の情報をスマートフォンやタブレット端末で見ることができる、ウェブベースのAIPPI 会議用アプリを下記のリンクからご利用になれます：

m.twoppy.com/aippi2014

プログラム、講演者リスト、地図などの項目があります。すでに利用可能であり、コンテンツは定期的に更新されます。

AIPPI 会議用アプリは iOS、Android、RIM に最適化されていますが、パソコンからもアクセスできます。

[AIPPI Congress News](#)

（AIPPI General Secretariat and Managing IP）

今回のトロントにおける第44回AIPPI国際総会においても、Managing IP社に協力いただき、総会の期間中（2014年9月14日～17日）、専門の日刊紙「**AIPPI Congress News**」を発行することになりました。

今後の行事

2014年8月：第34回ブラジル知的財産権協会（ABPI）総会－2014年8月24日～26日

（ABPI）

会場：World Trade Center São Paulo Events Center（Av. das Nações Unidas, 12551 - Brooklin Novo, São Paulo, Brasil）

登録に関する情報は [こちら](#) からご覧になれます。

2014年9月：[Managing IP欧州特許改革フォーラム 2014](#)

（Bastian Renner, Managing Intellectual Property (part of Euromoney Institutional Investors PLC), London, United Kingdom）

ミュンヘン（9月9日）とパリ（9月11日）で開催される Managing IP の欧州特許改革フォーラムでは、制度改革が自身の知財戦略に与える影響について考え、話し合います。社内の弁理士や知財管理者の参加は無料です。

2014年11月：第15回 FICPI オープンフォーラムーバルセロナ、2014年11月5日～8日

（FICPI）

国際弁理士連盟（FICPI）の第15回オープンフォーラムが、2014年11月5日から8日まで、バルセロナで開催されます。詳細はウェブサイトをご覧ください。

<http://ficpi.org/>

2014年11月：国際知的財産研究センター50周年－2014年11月27日・28日

（FICPI）

国際知的財産研究センター（CEIPI）は50周年を記念し、「グローバル世界における知的財産制度の展望」というテーマの国際会議を、11月27日と28日にストラスブール

（フランス）の欧州評議会で開催します。開催案内は [こちら](#) です。その他の情報については [こちら](#) をご覧ください。

政府機関 & NGO

[WIPO : MPM \(Madrid Portfolio Manager\) の順調な運用開始](#)

(WIPO)

MPM を使用すれば、国際登録された商標の所有者は、オンラインで各登録のファイル全体にアクセスでき、また、事後指定、所有者の変更、商品／サービスのリストの限定、所有者の氏名や住所の変更などの申請、さらに、電子決済やオンライン更新などの機能も使用できます。

記事・解説

[ブラジル : WTOにおけるブラジルvs米国の高地産綿花に関する紛争の最新情報](#)

(Gustavo Starling Leonardos, Luiz Leonardos & Cia, Rio de Janeiro, Brazil)

貿易紛争に巻き込まれる知的財産権 : 2005 年、高地産綿花の生産者へ支給されていた補助金をめぐる紛争で、WTO は米国に対するブラジルの主張を認めています。2014 年米国農業法では、綿花に対する新たな補助金制度が設けられており、ブラジルは、知的財産権に対する「たすきがけ報復」も辞さない構えを見せています。

[カナダ : 実施に一步近づいたカナダの商標法改正](#)

(Kelly Gill and Bruce Morgan, Gowlings, Toronto and Ottawa, Canada)

カナダの商標制度をマドリッド議定書、シンガポール条約、ニース協定に適合させるために必要な法改正が、その他の重要な修正とともに、2014 年 6 月 19 日に国王の裁可を受け、今後 12 カ月から 18 カ月の間に施行される見通しとなりました。

[ドイツ : パソコン、プリンター、プロッターなどは、著作権法第 54 条・第 54 条a \(改正前\)の複製装置と見なされる\(連邦裁判決 2014 年 7 月 3 日 - I ZR 28/11 - Drucker und Plotter III事件\)](#)

(Moritz Schumacher, Reimann Osterrieth Köhler Haft, Duesseldorf, Germany)

著作者や出版社からなる公認の著作権料徴収団体 (VG Wort) と、パソコンやプリンターの製造、輸入、流通などの業者との最近の紛争において、ドイツ連邦裁は、製造業者に対し、著作権法に基づく報酬の支払いを命じる判決を下しました。

イタリア：[欧州特許とイタリアの魚雷戦略：ミラノ知財裁判所が破棄院の見解から逸脱](#)
(Luigi Manna, Martini Manna Avvocati, Milan, Italy)

ミラノ知的財産裁判所は、理事会規則（EC）44/2001 の第 5 条(3)に基づき、欧州特許の国外部分の侵害に関する消極的確認訴訟について、イタリアの裁判所の管轄権を否定しました。

イタリア：[著作権指令 2001/29/ECに基づく一時的な複製に関するECJ判決](#)

(Barbara Sartori, Luca Tramontin, CBA Studio Legale e Tributario, Padova, Italy)

欧州司法裁判所は、著作権者が専有する複製や利用許可の権利について、ウェブサイトへアクセスした際の画面上のコピーやキャッシュ・コピーのようないわゆる「一時的な複製」は、著作権指令が規定する例外にあたるという見解を示しています。

日本：[商標法の改正](#)

(Hogan Lovells 柿内瑞絵)

日本では、数年にわたる議論の後、音、色、ホログラム、動き、位置などを商標として認める商標法の改正が可決されました。この改正法は、2015 年の年度初めにあたる 4 月 1 日に施行されます。

韓国：[外国語での特許出願が可能に](#)

(Jin Hwan Kim, MAPS Intellectual Property Law Firm, Seoul, Korea)

2015 年より、韓国特許を英語で出願できるようになります。ただし、優先日から 14 カ月以内に韓国語訳を提出する必要があり、提出がない場合、特許出願は取り下げられたものと見なされます。

シンガポール：[強調された頭文字「P」をめぐる商標審判](#)

(Geetha K., KASS International Sdn Bhd, Kuala Lumpur, Malaysia)

商標をデザインする際には、識別力があり、理想的には既存の他の商標を連想させないようなものにすることが、ここで紹介する、シンガポールで最近あったケースのような状況を回避するためにも重要です。

英国：[2014 年の知的財産法改正](#)

(Jamie Muir Wood, Hogarth Chambers, London, UK)

2014 年 5 月 14 日、英国知的財産法案が女王の裁可を受け、2014 年知的財産法として成立しました。英国知的財産庁によれば、新たな規定は 2014 年 10 月 1 日に発効します。

米国：[Alice Corp. v. CLS Bank事件の最高裁判決－実務者にとって米国でのソフトウェア特許取得は一層困難に](#)

(Joshua Goldberg and Rich Beem, Nath, Goldberg & Meyer and Beem Patent Law Firm, Washington, DC and Chicago, IL, U.S.A.)

最高裁は、コンピュータ・システムを使って債務をやり取りする方法およびそのコンピュータ・システムを対象とするクレームは、汎用コンピュータにおいて...抽象的概念を適用する手順とさして変わらないとして、特許適格性がないと判断しました。米国では、ソフトウェアやビジネス方法の保護が一段と難しくなると考えられます。

各国部会

日本：特許庁主催の「特許制度調和に関する国際シンポジウム」(7月10日)
(JPO)

日本国特許庁(JPO)主催による「特許制度調和に関する国際シンポジウム」が7月10日に執り行われました(プレゼン資料などの詳細は、下記のURLを参照)。シンポジウムでは、グレースピリオドに関する主要な論点についてのアンケートを出席者の皆様にお配りしましたが、JPOとしては、この機会を利用して、シンポジウムにご参加の皆様以外の方からも、また、当日ご出席いただいた方の中でアンケートを未提出の方からも、広くご意見を頂戴したいと考えております。つきましては、シンポジウムのウェブサイトにあるアンケートをご覧いただき、ご回答を返送頂ければ幸いです。締切りは8月31日です。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/sympo_tokkyo260710/ja/questionnaire.html

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-NewsあるいはAIPPIに関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.orgまでメールでお寄せください。

寄稿のお願い

e-Newsに掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に沿ったものにしていただくようお願いします。

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

配信を停止したい場合は、[Unsubscribe](#)から手続きを行ってください。